

平成 20 年 1 月 24 日
企業会計基準委員会

企業会計基準適用指針第 6 号 「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の改正

公表にあたって

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、平成 15 年 10 月 31 日に、企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（以下「本適用指針」という。）を公表していますが、本適用指針の公表後、以下の会計基準等の制定又は改正がなされています。

- 「企業結合に係る会計基準」（平成 15 年 10 月 31 日 企業会計審議会）、改正企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（平成 17 年 12 月 27 日 最終改正平成 19 年 11 月 15 日）
- 企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」（平成 19 年 3 月 30 日）、企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成 19 年 3 月 30 日）

当委員会は、本適用指針について、上記の会計基準等に係る事項の所要の改正を検討してまいりましたが、今般、平成 20 年 1 月 17 日の第 144 回企業会計基準委員会において、次の改正を行うことを承認しましたので、本日公表いたします。

なお、本適用指針の改正は、上記の会計基準等における表現等に合わせるための技術的なものであるため、公開草案の手続を経ずに公表するものです。

企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の改正

企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（平成15年10月31日）を次のように改正する。

改正後	改正前
企業会計基準適用指針第6号 「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」 平成15年10月31日 <u>改正平成20年1月24日</u> 企業会計基準委員会	企業会計基準適用指針第6号 「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」 平成15年10月31日 企業会計基準委員会
目次 (中略) その他 59-2 <u>借手側が所有権移転外ファイナンス・リース取引について、リース資産の計上額を算定する上でリース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によっている場合の取扱い</u> 59-2 借手側が所有権移転外ファイナンス・リース取引について <u>通常の</u> 賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合の取扱い 60 (中略) 借手側が所有権移転外ファイナンス・リース取引について <u>通常の</u> 賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合の取扱い 143 (以下略)	目次 (中略) その他 60 借手側が所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合の取扱い 60 (中略) 借手側が所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合の取扱い 143 (以下略)
のれんの減損の兆候 17. (削除) のれんを含む、より大きな単位について、第12項から第15項における事象がある場合は、のれんに減損の兆候があることとなり、より大きな単位で減損損失を認識するかどうかの判定を行う(減損会計基準 注解(注7)及び第95項参照)。 なお、のれんについては、共用資産と異	のれんの減損の兆候 17. <u>のれんには、営業権や借方の連結調整勘定が含まれる(第93項及び第94項参照)</u> 。のれんを含む、より大きな単位について、第12項から第15項における事象がある場合は、のれんに減損の兆候があることとなり、より大きな単位で減損損失を認識するかどうかの判定を行う(減損会計基

改正後	改正前
<p>なり、通常、のれんは独立してそれ自体では減損の兆候があるかどうかを判断できないため、原則として、のれんを含む、より大きな単位で判断されることとなる。</p> <p>また、のれんの帳簿価額を各資産グループに配分する方法を採用した場合には、のれんに減損の兆候があるかどうかにかかわらず、その帳簿価額を各資産グループに配分することとなり（減損会計意見書 四 2. (8) ②ただし書き参照）、当該配分された各資産グループに第 12 項から第 15 項における事象がある場合、減損の兆候があることとなる。</p>	<p>準 注解（注 7）及び第 95 項参照）。</p> <p>なお、のれんについては、共用資産と異なり、通常、のれんは独立してそれ自体では減損の兆候があるかどうかを判断できないため、原則として、のれんを含む、より大きな単位で判断されることとなる。</p> <p>また、のれんの帳簿価額を各資産グループに配分する方法を採用した場合には、のれんに減損の兆候があるかどうかにかかわらず、その帳簿価額を各資産グループに配分することとなり（減損会計意見書 四 2. (8) ②ただし書き参照）、当該配分された各資産グループに第 12 項から第 15 項における事象がある場合、減損の兆候があることとなる。</p>
<p>その他</p> <p><u>借手側が所有権移転外ファイナンス・リース取引について、リース資産の計上額を算定する上でリース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によっている場合の取扱い</u></p> <p>59-2. <u>借手側が、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合、ファイナンス・リース取引により使用している資産（以下「リース資産」という。）及びリース債務の計上額を算定するにあたっては、原則として、リース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によるが、リース資産総額に重要性が乏しいと認められるときには、利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によることができる（企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下「リース適用指針」という。）第 31 項(1)参照）。</u></p>	<p>その他</p> <p>（新 設）</p>

改正後	改正前
<p><u>当該利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によっている場合でも、リース資産又は当該リース資産を含む資産グループに関する減損損失の認識の判定及び減損損失の測定にあたっては、その時点における利息相当額の合理的な見積額をリース資産から控除して行うことができる。</u></p> <p><u>上記の取扱いにより、リース資産に関する減損損失を計上する上でリース資産から利息相当額の合理的な見積額を控除する場合、同額をリース債務から控除する。当該リース債務から控除された利息相当額については、原則として、残存リース期間にわたり利息法により配分するが、定額法により配分することができる。</u></p>	
<p>借手側が所有権移転外ファイナンス・リース取引について<u>通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合の取扱い</u></p> <p>60. 借手側が、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、<u>通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合</u>、リース資産又は当該リース資産を含む資産グループの減損処理を検討するにあたっては、当該リース資産の未経過リース料の現在価値を、当該リース資産の帳簿価額とみなして、減損会計基準を適用する（減損会計基準 注解（注 12）1. 及び第 143 項参照）。</p> <p>その結果、リース資産に配分された減損損失は、重要性がある場合には負債の部において「リース資産減損勘定」等適切な科目をもって計上する。当該負債は、リース契約の残存期間にわたり定額法によって取り崩され、当該取崩額は、各事業年度の支払リース料と相殺する（減損会計基準 注解（注 12）2. 及び第 143 項参照）。</p>	<p>借手側が所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合の取扱い</p> <p>60. 借手側が、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合、<u>当該ファイナンス・リース取引により使用している資産（以下「リース資産」という。）</u>又は当該リース資産を含む資産グループの減損処理を検討するにあたっては、当該リース資産の未経過リース料の現在価値を、当該リース資産の帳簿価額とみなして、減損会計基準を適用する（減損会計基準 注解（注 12）1. 及び第 143 項参照）。</p> <p>その結果、リース資産に配分された減損損失は、重要性がある場合には負債の部において「リース資産減損勘定」等適切な科目をもって計上する。当該負債は、リース契約の残存期間にわたり定額法によって取り崩され、当該取崩額は、各事業年度の支</p>

改正後	改正前
	<p>払リース料と相殺する（減損会計基準 注解（注 12）2. 及び第 143 項参照）。</p>
<p>62. 未経過リース料の現在価値に代えて、割引前の未経過リース料を、リース資産の帳簿価額とみなすことができるというリース資産の重要性が低い場合（減損会計基準 注解（注 12）1. ただし書き参照）とは、<u>リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合（リース適用指針付録（注 2）参照）</u>を指す。ただし、この場合でも、減損損失を測定する際の回収可能価額の算定においては、現在価値に割り引くことに留意する。</p> <p>また、<u>個々のリース資産（当該リース資産に係るリース取引開始日が企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）適用初年度開始後か否かは問わない）に重要性が乏しいと認められる場合（リース適用指針第 35 項参照）、当該リース資産は減損会計基準の対象としないことができる。</u></p>	<p>62. 未経過リース料の現在価値に代えて、割引前の未経過リース料を、リース資産の帳簿価額とみなすことができるというリース資産の重要性が低い場合（減損会計基準 注解（注 12）1. ただし書き参照）とは、<u>未経過リース料の期末残高が当該期末残高及び有形固定資産の期末残高の合計額に占める割合に重要性が乏しい場合（「リース取引に係る会計基準」注解（注 4）参照）</u>を指す。ただし、この場合でも、減損損失を測定する際の回収可能価額の算定においては、現在価値に割り引くことに留意する。</p> <p>また、<u>賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているが、注記が省略されているリース取引（「リース取引に係る会計基準」注解（注 3）参照）は、減損会計基準の対象とはしないことができる。</u></p>

改正後	改正前
<p>実施時期等</p> <p>65. <u>本適用指針の適用は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>平成 15 年 10 月公表の本適用指針（以下「改正前適用指針」という。）</u>は、減損会計基準の実施（減損会計意見書 五 1. 参照）にあわせて適用されることとなる。</p> <p>なお、減損会計基準を早期に適用した場合でも、正当な理由による会計方針の変更に該当することに留意する。</p> <p>(2) <u>平成 20 年 1 月 24 日改正の本適用指針（以下「改正適用指針」という。）の適用時期は、リース会計基準と同様とする。</u></p>	<p>実施時期等</p> <p>65. 本適用指針は、減損会計基準の実施（減損会計意見書 五 1. 参照）にあわせて適用されることとなる。</p> <p>なお、減損会計基準を早期に適用した場合でも、正当な理由による会計方針の変更に該当することに留意する。</p> <p>(新 設)</p>
<p>議決</p> <p>67. <u>改正前適用指針は、第 43 回企業会計基準委員会に出席した委員 12 名全員の賛成により承認された。</u></p>	<p>議決</p> <p>67. <u>本適用指針は、第 43 回企業会計基準委員会に出席した委員 12 名全員の賛成により承認された。</u></p>
<p>67-2. <u>改正適用指針は、第 144 回企業会計基準委員会に出席した委員 12 名全員の賛成により承認された。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>結論の背景</p> <p>対象資産</p> <p>68. 減損会計基準及び本適用指針の対象となる固定資産には、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産が含まれる（第 5 項参照）。したがって、国際会計基準の動向に則して時価評価や時価情報の注記の必要性が検討されたいわゆる投資不動産も含まれ（減損会計意見書 六 1. 参照）、また、有形固定資産に属する建設仮勘定（第 13 項(7)、第 27 項及び第 38 項 (4) 参照）や、<u>のれん</u>（第 17 項参照）、長期前払費用（ただし、長期前払利息など財務活動から生ずる費用に関する経過勘定項目は除く。）も含まれる。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、借手側</p>	<p>結論の背景</p> <p>対象資産</p> <p>68. 減損会計基準及び本適用指針の対象となる固定資産には、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産が含まれる（第 5 項参照）。したがって、国際会計基準の動向に則して時価評価や時価情報の注記の必要性が検討されたいわゆる投資不動産も含まれ（減損会計意見書 六 1. 参照）、また、有形固定資産に属する建設仮勘定（第 13 項(7)、第 27 項及び第 38 項 (4) 参照）や、<u>無形固定資産に属する営業権や借方の連結調整勘定</u>（第 17 項参照）、長期前払費用（ただし、長期前払利息など財務活動から生ずる費用に関する経過勘定項目は除く。）も含まれる。また、所有権移転外</p>

改正後	改正前
<p>が当該ファイナンス・リース取引により使用しているリース資産を<u>通常</u>の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合（リース適用指針第 34 項及び第 79 項参照）、貸借対照表上、固定資産に計上されていないリース資産も対象に含まれる（減損会計基準 注解（注 12）及び第 60 項参照）。繰延資産は、貸借対照表上、固定資産に分類されていないため、本適用指針の対象とはならないと考えられるが、支出の効果が期待されなくなった場合には、一時的に償却されることとなる（財務諸表等規則ガイドライン 95 の 2 2 参照）。</p> <p>なお、貸借対照表上、固定資産という科目を用いていない業種においても、その内容から、一般の企業における有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に該当するものは、本適用指針の対象となる固定資産に含まれることに留意する。</p>	<p>ファイナンス・リース取引のうち、借手側が当該ファイナンス・リース取引により使用しているリース資産を賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合、貸借対照表上、固定資産に計上されていないリース資産も対象に含まれる（減損会計基準 注解（注 12）及び第 60 項参照）。繰延資産は、貸借対照表上、固定資産に分類されていないため、本適用指針の対象とはならないと考えられるが、支出の効果が期待されなくなった場合には、一時的に償却されることとなる（財務諸表等規則ガイドライン 95 の 2 2 参照）。</p> <p>なお、貸借対照表上、固定資産という科目を用いていない業種においても、その内容から、一般の企業における有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に該当するものは、本適用指針の対象となる固定資産に含まれることに留意する。</p>
<p>のれんの減損の兆候</p> <p>93. のれんは、ある企業又は企業を構成する事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に割当てられた純額を上回る額をいう（企業結合に係る会計基準三 2. (3)参照）。</p> <p>これに対し、<u>負ののれん</u>のように、ある企業又は企業を構成する事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に割当てられた純額を下回る額が生ずる場合がある。貸借対照表の表示上、<u>負ののれん</u>は、<u>（削除）のれん</u>と相殺して記載することができるが、減損処理にあたっては、関連する複数の資産グループに対して生じた<u>のれん</u>と<u>負ののれん</u>のみを相殺し、相殺後の純借方残高が減損処理の対象となる。相殺後の純貸方残高は、減損処理の対象とはな</p>	<p>のれんの減損の兆候</p> <p>93. のれんは、<u>通常</u>、ある企業又は企業を構成する事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に割当てられた純額を上回る額をいうと考えられる。これまで、<u>のれんは貸借対照表上、無形固定資産に属する営業権や連結調整勘定として表示されてきている</u>。</p> <p>これに対し、<u>貸方の連結調整勘定</u>のように、ある企業又は企業を構成する事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に割当てられた純額を下回る額が生ずる場合がある。貸借対照表の表示上、<u>貸方の連結調整勘定</u>は、<u>借方の連結調整勘定</u>と相殺して記載することができるが、減損処理にあたっては、関連する複数の資産グループに対して生じた<u>貸方</u>と<u>借方の連結調整勘定</u></p>

改正後	改正前
<p>らないことに留意する。</p>	<p>のみを相殺し、相殺後の純借方残高が減損処理の対象となる。相殺後の純貸方残高は、減損処理の対象とはならないことに留意する。</p>
<p>94. 持分法の適用において、投資会社の投資日における投資と、これに対応する持分法適用会社の資本との間の差額（以下「<u>持分法適用会社に関するのれん</u>」という。）は、関連会社株式などの投資に含まれ、<u>連結子会社に関するのれん</u>と同様に処理されている（連結財務諸表原則 注解 17 3 (1) 及び会計制度委員会報告第 9 号「持分法に関する実務指針」第 9 項参照）。このため、<u>持分法適用会社に関するのれん</u>は、減損の兆候の把握においても、<u>連結子会社に関するのれん</u>と同様に取り扱われる。ただし、持分法は投資額を修正する会計処理であり、<u>連結子会社に関するのれん</u>と異なり、<u>持分法適用会社に関するのれん</u>を持分法適用会社の各事業へ分割する必要はないと考えられる。したがって、<u>持分法適用会社に関するのれん</u>の減損処理は、原則として、当該持分法適用の出資全体に関して適用されると考えられる。</p> <p>なお、個別財務諸表において、取得原価をもって貸借対照表価額とされている子会社株式及び関連会社株式にも、のれん相当額は含まれているが、それは別途、把握されておらず、したがって償却もされていない。このため、当該のれん相当額は減損会計基準及び本適用指針でいうのれんには含まれず、当該株式は「金融商品に係る会計基準」に従って会計処理されることとなる。</p>	<p>94. 持分法の適用において、投資会社の投資日における投資と、これに対応する持分法適用会社の資本との間の差額（以下「<u>連結調整勘定相当額</u>」という。）は、関連会社株式などの投資に含まれ、<u>連結調整勘定</u>と同様に処理されている（連結財務諸表原則 注解 17 3 (1) 及び会計制度委員会報告第 9 号「持分法に関する実務指針」第 9 項参照）。このため、<u>連結調整勘定相当額</u>は、減損の兆候の把握においても、のれんと同様に取り扱われる。ただし、持分法は投資額を修正する会計処理であり、<u>連結調整勘定</u>と異なり、<u>連結調整勘定相当額</u>を持分法適用会社の各事業へ分割する必要はないと考えられる。したがって、<u>連結調整勘定相当額</u>の減損処理は、原則として、当該持分法適用の出資全体に関して適用されると考えられる。</p> <p>なお、個別財務諸表において、取得原価をもって貸借対照表価額とされている子会社株式及び関連会社株式にも、のれん相当額は含まれているが、それは別途、把握されておらず、したがって償却もされていない。このため、当該のれん相当額は減損会計基準及び本適用指針でいうのれんには含まれず、当該株式は「金融商品に係る会計基準」に従って会計処理されることとなる。</p>

改正後	改正前
<p>将来キャッシュ・フロー</p> <p>119. 減損損失を認識するかどうかを判定するために見積られる割引前の将来キャッシュ・フローは、土地については使用期間が無限になりうること等から、その見積期間を制限し、資産の経済的残存使用年数又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数と 20 年のいずれか短い方とされている（減損会計意見書 四 2. (2) ②及び減損会計基準 二 2. (2) 参照）。これに対して、使用価値の算定のために将来キャッシュ・フローを見積る期間は、減損会計基準において明示されていないものの、使用価値が将来キャッシュ・フローの現在価値として算定されるため、その見積期間を制限する必要はないと考えられる（第 37 項 (2) 参照）。</p> <p>また、共用資産及びのれんに関して、より大きな単位でグルーピングを行う場合には、加えられた共用資産及びのれんに着目し、減損損失を認識するかどうかを判定するために将来キャッシュ・フローを見積る期間は、原則として、それらの経済的残存使用年数又は残存償却年数と 20 年のいずれか短い方とされ、使用価値の算定のために将来キャッシュ・フローを見積る期間は、原則として、それらの経済的残存使用年数又は残存償却年数とされている（第 37 項 (3) 及び (4) 参照）。</p> <p>（削 除）</p>	<p>将来キャッシュ・フロー</p> <p>119. 減損損失を認識するかどうかを判定するために見積られる割引前の将来キャッシュ・フローは、土地については使用期間が無限になりうること等から、その見積期間を制限し、資産の経済的残存使用年数又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数と 20 年のいずれか短い方とされている（減損会計意見書 四 2. (2) ②及び減損会計基準 二 2. (2) 参照）。これに対して、使用価値の算定のために将来キャッシュ・フローを見積る期間は、減損会計基準において明示されていないものの、使用価値が将来キャッシュ・フローの現在価値として算定されるため、その見積期間を制限する必要はないと考えられる（第 37 項 (2) 参照）。</p> <p>また、共用資産及びのれんに関して、より大きな単位でグルーピングを行う場合には、加えられた共用資産及びのれんに着目し、減損損失を認識するかどうかを判定するために将来キャッシュ・フローを見積る期間は、原則として、それらの経済的残存使用年数又は残存償却年数と 20 年のいずれか短い方とされ、使用価値の算定のために将来キャッシュ・フローを見積る期間は、原則として、それらの経済的残存使用年数又は残存償却年数とされている（第 37 項 (3) 及び (4) 参照）。</p> <p>なお、<u>のれんについて、連結調整勘定は 20 年以内に償却しなければならないとされている（連結財務諸表原則 第四 三 2 参照）</u>が、<u>現在、商法上、のれんは 5 年以内に償却しなければならないとされている（商法施行規則第 33 条参照）</u>。減損会計基準を適用するにあたり、<u>商法上の定めによ</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>り 5 年以内に償却している場合でも、明らかにその効果の及ぶ期間が 5 年以上にわたるときには、合理的な残存償却年数を用いて、将来キャッシュ・フローを見積ることができると考えられる。</u></p>
<p>減損処理後の会計処理</p> <p>135. (中 略)</p> <p>また、残存価額がゼロと見積られた場合、残存価額を 10 パーセントとして定率法の償却率を計算する方法を採用することはできない。この場合には、残存価額を 10 パーセントとして計算した金額に簡便的に 9 分の 10 を乗じた額を各期の減価償却費として計上する方法も認められる（この点については、<u>リース適用指針第 112 項参照</u>）。</p>	<p>減損処理後の会計処理</p> <p>135. (中 略)</p> <p>また、残存価額がゼロと見積られた場合、残存価額を 10 パーセントとして定率法の償却率を計算する方法を採用することはできない。この場合には、残存価額を 10 パーセントとして計算した金額に簡便的に 9 分の 10 を乗じた額を各期の減価償却費として計上する方法も認められる（この点については、<u>会計制度委員会「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」の「解説」三 (4) 参照</u>）。</p>
<p>借手側が所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合の取扱い</p> <p>143. <u>リース会計基準では、ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととしており、この場合、借手で計上されるリース資産が減損会計基準の対象となる。なお、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合及びリース会計基準適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用することが認められているが（リース適用指針第 34 項及び第 79 項参照）、この場合においても、減損処理と同様の効果を有するように減損会計基準において取扱いが定められている（第 60 項から第 62 項参照）。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>借手側が所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合の取扱い</p> <p>143. <u>「リース取引に係る会計基準」においては、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、原則として、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うほかに、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこともできるとされている。前者の場合には、リース資産が借手側における固定資産とされているため減損会計基準の対象となり、後者の場合でも減損処理と同様の効果を有するように減損会計基準において取扱いが定められている（第 60 項参照）。</u></p> <p>(以下略)</p>

改正後	改正前
<p>144. 減損会計基準では、<u>通常</u>の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているリース資産について、減損処理を検討するにあたって帳簿価額とみなされる金額は、重要性が低い場合を除き、リース資産の取得原価相当額と減価償却累計額相当額によって算定するのではなく、未経過リース料の現在価値によるとしている。これは、実務上の負担を考慮したものと考えられるため、未経過リース料の現在価値を算定する利率は、リース契約時点の貸手の計算利率や借手の追加借入に適用されると合理的に見積られる利率のほか、減損処理を検討する時点の当該利率を用いることができると考えられる。</p>	<p>144. 減損会計基準では、賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているリース資産について、減損処理を検討するにあたって帳簿価額とみなされる金額は、重要性が低い場合を除き、リース資産の取得原価相当額と減価償却累計額相当額によって算定するのではなく、未経過リース料の現在価値によるとしている。これは、実務上の負担を考慮したものと考えられるため、未経過リース料の現在価値を算定する利率は、リース契約時点の貸手の計算利率や借手の追加借入に適用されると合理的に見積られる利率のほか、減損処理を検討する時点の当該利率を用いることができると考えられる。</p>
<p>設例</p> <p>[設例 9] リース取引により使用している資産を含む資産グループに関する減損損失の認識の判定及び測定（第 61 項参照）</p> <p>（中 略）</p> <p>② X 店舗の土地及び建物は所有しているが、什器備品は所有権移転外ファイナンス・リース取引にて使用しており、当該リース取引について<u>通常</u>の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合</p>	<p>設例</p> <p>[設例 9] リース取引により使用している資産を含む資産グループに関する減損損失の認識の判定及び測定（第 61 項参照）</p> <p>（中 略）</p> <p>② X 店舗の土地及び建物は所有しているが、什器備品は所有権移転外ファイナンス・リース取引にて使用しており、当該リース取引について賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合</p>

以 上